

ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて (監査人の厳正な対応等について)

平成17年 3月15日
日本公認会計士協会
会長 藤沼 亜起

昨年の秋、上場企業の株主が所有する名義株が原因となった有価証券報告書の虚偽記載や情報サービス関連企業の会計不祥事等が相次いで発覚した。こうした情勢下において、金融庁は、証券市場の信頼性を確保するために、昨年11月16日、「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応」を公表し、同年12月24日には、それを具体化した第二弾を打ち出した。証券市場の信頼性の確保・向上という職責を担っている日本公認会計士協会（以下「協会」という。）及び東京証券取引所等は、金融庁の公表を受けて、それぞれ対応策に取り組んでいるところである。

証券市場への信頼性のある開示情報の提供は、第一義的には、有価証券報告書等を作成する企業に求められることから、協会は、公開企業の内部統制の整備等法制度面での対応策を強く要請している。一方、監査人としても、情報サービス関連企業による不正会計への対処や有価証券報告書等の記載事項の適正性を確保するための対策のほか、銀行等金融機関におけるデット・エクイティ・スワップ（以下「DES」という。）等の適切な会計処理及び会計上の適切な見積り等監査人が対応しなければならない課題も少なくない。協会は、自主規制機関として、監査の充実・向上に向けて会員が監査上の課題に適切に対処できるよう、精力的に支援していく所存である。

会員各位におかれては監査を取り巻く厳しい環境を十分に認識し、本年3月期決算の監査において昨年と同様な会計不祥事が再発することのないよう、下記の点について、特に留意し厳正な監査に取り組まれるよう強く要請する次第である。

1. 情報サービス産業に係る監査上の留意事項について

昨年発覚した情報サービス産業における会計不祥事に対応するために、協会内に「IT業界における特殊な取引検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、情報サービス業界の実態調査を行って対応策を検討してきた。不正経理が行われた要因としては、情報サービス産業の抱えている特殊性、例えば、取引対象がソフトウェアという無形資産であることから現物の実在性や合理的な資産評価が困難な上に、付加価値の創造を伴わない可能性のある業者間の取引、いわゆる、スルー取引、クロス取引、さらに販売したソフトウェアが当初の販売会社に還ってくるというUターン取引など経済合理性の認められない取引の存在が取り上げられている。

協会は、平成17年3月11日、「情報サービス産業における監査上の諸問題について」を公表し、情報サービス産業の特殊性を踏まえた主要な監査要点について監査上の留意点を示

すとともに、収益の計上に関する会計基準の設定についての提言も行っている。関係業界の監査に携わる会員におかれては、当該報告を参考に、慎重な監査を行われたい。

2．有価証券報告書等の記載事項の適正性確保について

金融庁は、昨年11月16日の対応策の一つとして、開示会社（4,543社）に対して有価証券報告書等の記載事項について自主的点検を求めた。協会は、東京証券取引所との共同プロジェクトの検討作業の一環として、独自に訂正報告書の訂正内容の集計・分析を行った。集計・分析対象とした訂正報告書のすべてが自主的点検に基づいて提出されたものかどうかの確認はできないが、本年1月31日までに訂正報告書を提出している会社数は、652社（14.3%）で、総訂正件数は1,330件に及んでいる。

訂正内容を分析した結果、多くが会計情報とは直接関係のない記載ミスの訂正であったが、開示会社の株主が所有する名義株に起因した関連当事者との取引に関する注記事項の訂正のほか、担保資産の注記等財務諸表の注記事項に係る訂正や財務諸表以外の箇所に記載された、例えば、一株当たり純資産額等の会計情報の訂正も少なくなかった。財務諸表の注記事項は監査対象範囲の訂正であり監査の信頼性にも影響する。また、財務諸表以外の箇所で開示される会計情報については監査人の責任範囲ではないが、監査基準は、開示情報の信頼性の観点から、監査人に財務諸表とともに開示される情報と財務諸表との整合性の検討を期待している。有価証券報告書の不実記載は、それが会計情報と直接に関係のない記載事項であっても監査の不信感につながる可能性がある。協会は、今回の訂正報告書の集計・分析結果を踏まえ、有価証券報告書等の記載事項について留意すべき記載項目を取りまとめ、リサーチ・センター審理情報〔№20〕「有価証券報告書等の記載事項の適正性の確保について」を公表した。本年3月期以降の決算に係る有価証券報告書等の記載事項については、リサーチ・センター審理情報〔№20〕を踏まえ、その適正性を確保するため、適切な対応を取るよう留意されたい。

3．銀行等金融機関に係る監査上の留意事項について

銀行等金融機関の監査に関しては、過去数年にわたり自己査定による貸倒引当金計上の十分性、あるいは繰延税金資産の回収可能性等を巡り社会的な関心を集めてきた。協会は、主要行の監査人に対して繰延税金資産の合理的な確認に関して会長通牒を発出する等により会員に注意を喚起してきたところである。また、不良債権の処理については、金融機関、行政当局及び監査人の努力が相俟って相当に進展したと認識している。他方、D E S等の実務対応報告や個別の金融商品の会計処理については、監査人や金融検査官の判断にも幅や戸惑いがみられ、金融機関の会計処理を巡り、監査人や金融庁の検査現場から、協会に照会が寄せられている。

協会は、特に、財務的に困難な債務者に対して実施された第三者割当増資と債務弁済取引がD E Sに該当するか否かの判定、及びD E S等により取得した種類株式の評価の合理性の判定について、監査人の間での認識の共通化を図ることが必要であると判断した。銀行等金融機関の監査に関与している会員を対象に、本年3月4日に説明会を開催し、上記の照会事項に関する趣旨徹底を図ったところである。

今回、上記説明会において示した留意点のうち特に監査人が配意すべき上記2項目をリサーチ・センター審理情報〔№21〕「監査上の留意事項について」に取りまとめて公表した

ので、銀行等金融機関の監査に携わる会員におかれては、リサーチ・センター審理情報〔№21〕の趣旨を踏まえ適切な監査を実施するよう留意されたい。

4．会計上の見積りに係る監査上の留意事項について

監査人は、企業の事業実態は様々である上に企業経営を取り巻く環境は激しく変化しているので、会社の会計方針の選択や適用方法が継続的に適用されているかどうかということのみならず、会計事象や取引の実態を適切に反映するものであるかどうかを的確に判断することが求められている。特に、繰延税金資産の回収可能性や引当金の計上等会計上の見積りに関しては慎重に判断することが必要である。例えば、引当金については、企業会計原則注解〔注18〕において要件が明記されており、通常の会計実務においても特段の論点はなく適正に処理されていると認識しているが、一部には引当金の要件に関して相当な幅のある判断が行われているとの指摘もある。

協会は、このような状況を踏まえ、今回、会計上の見積りに係る監査上の留意事項の例示として、工事損失見込額の計上についてリサーチ・センター審理情報〔№21〕「監査上の留意事項について」を公表し監査人に注意を喚起したが、工事損失に関する引当金に限らず、会計上の見積りについては、会計事象や取引の実態を的確に把握し適切な判断が行われるよう留意されたい。

5．監査の品質管理レビューへの対応について

昨年11月16日に公表された金融庁の対応策を受けて、協会は、同年12月20日に「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた品質管理レビュー等の対応」を公表し、個人会計士が行う監査に対する品質管理レビューの対応及び長期間監査を継続している監査人に対する独立性の観点からの品質管理レビューの対応等について、会員に通知した。周知のとおり、平成15年改正公認会計士法に基づき設立された公認会計士・監査審査会は、協会の実施している品質管理レビューをモニタリングすることになっている。公認会計士・監査審査会は、協会が行った品質管理レビュー結果の報告を審査し、必要かつ適切であると判断した場合には、直接に監査事務所に報告や資料の提出を求め、あるいは立入検査を実施することができる。

本年2月9日、協会は、公認会計士・監査審査会から提言「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」を受けた。その提言内容には、協会の品質管理レビュー制度や実施方法に対する改善事項のみならず、監査事務所に対しても厳しい改善事項が含まれている。監査事務所におかれては、審査体制の整備・充実、リスク評価や会計上の見積りなどの監査調書の整理・充実、監査従事者の独立性の確保等については、特に留意して取り組まれない。

以　上